

お知らせ

受注者様へ

電子契約について

鎌倉市では、DX推進の観点から、受注者の承諾のもと、電子契約をすすめていく方針です。電子契約には、契約当事者双方の印刷、製本、押印、持参（郵送）の手間や経費の削減だけでなく、印紙税が不要といったメリットもあります。

電子契約を利用する場合は、契約ごとに「電子契約利用申請書」の提出が必要です。必要事項を御記入のうえ、各課担当者に提出先のメールアドレスを確認していただき、電子メールで御提出ください。

電子契約フロー

発注者（市）

受注者

「電子契約利用申請書」を受領

電子メール

市が指定する期限までに「電子契約利用申請書」をメール添付にて提出

電子契約システム
(SMBC クラウドサイン)

契約書類を SMBC クラウドサインにアップロード

電子メール

受信したメールに記載のアドレスにアクセスし、アクセスコードを入力し、SMBC クラウドサイン上で契約書類を確認・承認

アクセスコードを連絡

電話

契約書類の最終確認・承認

電子メール

契約締結（タイムスタンプ）

電子メール

契約締結の旨通知

契約書類をダウンロード・保管